

軽自動車税納税証明交付申請書 (継続検査用)【郵便請求用】

- 所有者本人の方が請求される場合は、ご本人が確認できるもの(例えば、車検証・運転免許証・健康保険証(資格確認書)・マイナンバーカード表面・パスポート等)の写しを同封してください。
所有者本人以外の方が請求される場合は、車検証(「使用の本拠の位置」や「所有者の氏名又は名称」の記載がない車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」)の写し又は委任状と代理人の方の確認ができるものの写しを同封してください。
- 返信用封筒を同封してください。・・・切手を貼り、返信先住所・氏名を記入してください。
※納付直後に申請される場合は、領収日付印のある領収証書の写しを同封してください。

宛先 高槻市長

申請日 令和 年 月 日

申 請 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	連絡先電話番号 (昼 間)	

継続検査に使用するため、下記の車両の納税証明書を申請します。

①	納 税 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	車 両 番 号		大阪 ()
②	納 税 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	車 両 番 号		大阪 ()
③	納 税 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	車 両 番 号		大阪 ()
④	納 税 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	車 両 番 号		大阪 ()

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)により、軽自動車検査協会や運輸支局の継続検査窓口で納税証明書の提示が省略できる場合があります。

但し、次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、従来通り、紙の納税証明書が必要です。

①納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合

※納付方法によって、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要します。

②中古車の購入直後の場合

③他の市町村へ引っ越した直後の場合

※車検証上の「使用の本拠の位置」の市町村による納税証明書が必要な場合があります。

④対象車両に過去の未納がある場合

.....以下担当者記入欄.....